

巻上げ機（ウインチ）運転業務特別教育 テールゲートリフター特別教育 フルハーネス型墜落制止用特別教育

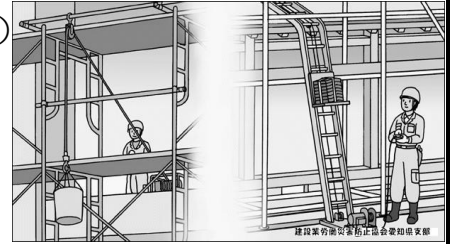
開催のご案内

1. 巻上げ機（ウインチ）運転業務特別教育

〔定員30名〕

※人材開発支援助成金対象（裏面参照）

事業者は、この業務に従事する労働者に対して、労働安全衛生法第59条3項、同規則36条の規定により、危険業務従事者に対する安全のための特別教育（教育規程に基づいた修了者）実施が義務付けられておりますので、取扱い従事者及び関係者が受講し修了されますようご案内いたします。（積載車等に搭載しているウインチも対象です。）



※建災防テキスト（巻上げ機）より抜粋

☆講習日時 令和7年4月10日（木）・11日（金）

1日目 学科 8時30分～15時30分

2日目 実技 8時00分～12時00分

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲 69-17

☆受講料 11,110円〔テキスト代（1,210円）・消費税等含む〕

☆申込み締切り 3月31日（月）まで、又は定員になり次第締切ります。



※ 受講者には「特別教育修了証」事業者には「特別教育実施証明書」を交付いたします。

2. テールゲートリフター特別教育

〔定員30名〕

陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に荷役作業に係る労働災害が多発しております。

労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識し、労働災害防止に関する必要な知識及び技能を習得していただくため、下記日程により特別教育を開催いたします。

令和6年2月1日施行日以降は、テールゲートリフター特別教育を取得した者でなければテールゲートリフターを操作しての荷役作業ができなくなりますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

☆講習日時 令和7年4月17日（木）

9時00分～16時10分まで

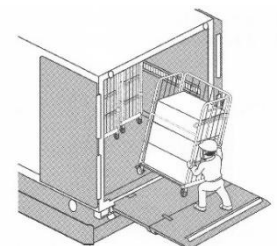
☆受講料 13,640円〔テキスト（990円）・消費税含む〕

☆申込締切 令和7年4月9日（水）

☆講習会場 『上十川公民館』黒石市上十川留岡一番 17-2



陸災防テキストより抜粋



陸災防テキストより抜粋

※本人確認のため、自動車運転免許証写しを添付して下さい。

3. フルハーネス型墜落制止用器具特別教育〔定員30名〕

※人材開発支援助成金対象（詳細裏面参照）

労働安全衛生法施行令等の改正により、フルハーネス型の安全帯（墜落制止用器具）を用いて作業をする労働者に対して、特別教育が義務化されました。（平成31年2月1日施行）

安全帯の名称を「墜落制止用器具」と改め、その名称・範囲と性能要件を見直し「高さ2メートル以上の作業床を設けることが困難な場所で、墜落制止用器具のうちフルハーネス型の物を用いて行う作業に係る業務」については特別教育を実施しなければなりません。

この機会に、多数受講されますようご案内いたします。

☆講習日時 令和7年4月18日（金） 9時00分～16時10分

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』 黒石市八甲 69-17

☆受講料 8,250円〔テキスト代（990円）・消費税含む〕



フルハーネス型安全帯

●講習内容

	科目	時間	科目	時間
学科	作業に関する知識	1時間	労働災害の防止に関する知識	1時間
	墜落制止用器具に関する知識	2時間	関係法令	0.5時間
実技	墜落制止用器具の使用方法等	1.5時間	学科・実技 合計	6時間

※ 受講者には、「特別教育修了証」事業者には「特別教育実施証明証」交付します。

※ お申込みの際は、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。

【青森労働局長登録教習機関】

申込先 一般社団法人黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町 40-5（黒石市役所通り）

TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792

資格取得で
安全作業!!



- ★連絡事項
- ※ 各講習につき写真1枚（縦3cm、横2.4cm）を添え、同封している講習申込書にご記入のうえ、受講料を添えてお申込み下さい。講習当日は、筆記用具持参のこと。
 - ※ 各講習お申込みの際に、本人確認のため運転免許証(写)等の添付をして下さい。
 - ※ 受講者が最小予定数に達しない場合中止することがあります。
 - ※ 申込み後の取消しは、受講開始日の前日までにご連絡があった場合のみ、受講料をお返し致します。（但し、締切日以降の取消しはテキスト代をご負担頂きます）
 - ※ お電話での申込みも受け付け致しますが、ご予約後7日間を目処に申込書の送付をお願いします。（申込書が遅れますと、ご予約を取り消す場合がございます。）
 - ※ 受講料のご納入は受講開始日の1週間前までにお願いします。

（裏面に続く）

☆当協会発行の講習修了証を、1枚に統合することができます☆

労働安全衛生法による
技能講習修了証

氏名 黒石 太郎

生年月日 平成22年1月1日

住所 青森県黒石市大字前町40-5

令和4年4月1日 交付

青森労働局長登録教育機関
一般社団法人 黒石地区労働基準協会長
青森県黒石市大字前町40-5 TEL 0172-53-5787



氏名	黒石 太郎		
技能講習の種類	番号	修了証番号	修了年月日
玉掛 け	登録第112号		
フォークリフト運転	登録第113号		
小型移動式クレーン運転	登録第115号		
ガス溶接	登録第119号		
車両系建設機械(装軌)	登録第120号		
備考			
注意事項	1.本様式は、大切に、作業中は、必ず携帯すること。 2.本様式を遺失し、又は損壊したときは、再交付をうけること。 3.「備考」の欄は、本人において記入しないこと。		

折れ曲がり難く、
耐久性に優れて
います。

当協会において、過去に実施した講習修了証をお持ちの方は、技能講習・特別教育ごとに統合して発行できます。(但し、技能講習は平成11年5月以降発行のものに限る)
修了証の統合発行を希望される方は、講習申込書提出の際か、当日講習受付のときにご提出をお願い致します。
詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

☆受講料の納入は、お振込みも可能です。(下記口座にお振込み下さい)

青森みちのく銀行黒石支店(普) 223261 青森みちのく銀行黒石内町支店(普) 1311760
東奥信用金庫黒石支店(普) 0920550 青い森信用金庫黒石支店(普) 0958767
(送金手数料はご負担くださるようお願いいたします)

☆事務所・講習会場地図



☆ 今後の講習開催予定 ☆

5月	クレーン運転業務特別教育	8日(木)～9日(金)
	安全衛生推進者養成講習	21日(水)～22日(木)
	玉掛け技能講習	28日(水)～30日(金)
	保護具着用管理責任者教育	31日(土)
6月	小型移動式クレーン運転技能講習	4日(水)～6日(金)
	フォークリフト運転技能講習	10日(火)～13日(金)
	衛生管理者受験準備講習	12日(木)～14日(土)
	刈払機取扱作業安全衛生教育	25日(水)
	テールゲートリフター特別教育	26日(木)

人材開発支援助成金のご案内(建設労働者技能実習コース)

標記内容は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や、建設事業主団体に対し、経費や賃金の一部を助成する制度です。

建設業における人材育成や技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり8,550円(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。

- 人材開発支援助成金支給申請書チェックシート
- 人材開発支援助成金支給申請書(建技様式第3号)及びその他添付書類

※登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関等に委託して実施する場合は、計画届の提出が不要です。

・助成金を受けることのできる事業主(但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。)

- ① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主
- ② 雇用保険料率 1000分の17.5(保険料率に変更となる場合があります)の建設事業主
- ③ 受講者が雇用保険被保険者であること
- ④ 法定帳簿(賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等)を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出及び報告を速やかにできること

※詳しくは 青森労働局職業対策課(017-721-2003)までお問合せ下さい。